

金文通解

𡗗簋

村上幸造

【器名】 𡗗簋・胡簋・厲王簋・十二祀𡗗簋

【時代】 西周晚期（厲王）

【出土】 一九七八年五月五日の深夜二時に、陝西省扶風法門公社齊村（今の寶鷄市扶風縣）で用水池の建設中に地下三メートルの灰窖より出土。完好な状態で埋まっていたが、ブルドーザーにより破砕されて発見された。破片の一部は作業に従事していた農民が持ち歸ったのを後に回収したが、細片は泥にまみれて失われた。破片のゆがみを直し、溶接して復元。足りない部分は樹脂とセメントを混ぜと補ったという。なお五月二十日に𡗗簋の出土地から西北二五メートルの地より「豊邢叔簋」（集成 3923）が出土している。以上、①羅西章及び②羅西章・羅紅侠による。

【所藏】 扶風縣博物館

【著録—圖録・釋文】

- ① 羅西章『陝西扶風發現西周厲王𡗗簋』（『文物』一九七九年第四期）頁八九〜九一
- ② 羅西章・羅紅侠『周原尋寶記』破鏡重圓的厲王𡗗簋（三秦出版社、二〇〇五年）頁二三一〜二三七
- ③ 陝西省考古研究所等『陝西出土商周青銅器（三）』文物出版社、一九七九年一〇月、頁一四〇〜一四三
- ④ 嚴一萍『金文總集』2834（藝文印書館、一九八三年）頁一六七七
- ⑤ 徐中舒『殷周金文集錄』53（四川人民出版社、一九八四年二月）頁二二四〜二二五
- ⑥ 中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成（修訂增補本）』（中華書局、二〇〇七年）第四冊・頁二六八八〜二六八九「以下、集成と略す」
- ⑦ 吳鎮烽『陝西金文彙編』49（三秦出版社、一九八九年八月）頁三三四〜三三五
- ⑧ 曹璋『周原出土青銅器』（巴蜀書社、二〇〇五年十二月）卷一〇・頁二一四〇〜二一四六

- ⑨ 吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』06372（上海古籍出版社，二〇一二年九月）一、二冊・頁一四三
- ⑩ 蔡汝芬・蔡慶良『赫赫宗周』（國立故宮博物院，二〇一二年一〇月）頁六六～六九
- ⑪ 中國國家文物鑑定委員會（廣川守監修 角道亮介譯）『中國文化財圖鑑』第四卷（科學出版社東京株式會社，二〇一五年六月）頁六二（原書『文物藏品定級標準圖例・銅器卷』）
- 【考釋】
- ⑫ 張政烺「周厲王胡簋釋文」（『古文字研究』第三輯，中華書局，一九八〇年）頁一〇四～一一九
- ⑬ 王慎行「款簋銘文考釋」（『古文字與殷周文明』陝西人民教育出版社，一九九二年十二月）頁二〇八～二一四（原載『人文雜誌』一九八〇年五期略加修訂）
- ⑭ 張亞初「周厲王所作祭器款簋考」（『古文字研究』第五輯，中華書局，一九八一年）頁一五一～一六八
- ⑮ 何琳儀・黃錫全「款簋考釋六則」（『古文字研究』第七輯，中華書局，一九八二年）頁一〇九～一二二（以下，「⑮何・黃」と略す）
- ⑯ 馬承源「四〇四 款簋」（『商周青銅器銘文選』第三卷，文物出版社，一九八八年四月）頁二七七～二七九
- ⑰ 陳秉新「害卽胡簋之胡本字說」（『考古與文物』一九九〇年一期）頁八〇～八三
- ⑱ 秦永龍「款毀」（『西周金文選注』北京師範大學出版社，一九九二年四月）頁一五六～一六四
- ⑲ 李朝遠「款簋爲厲王之器」說獻疑」（『古文字研究』第二四輯，二〇〇二年七月）頁二二〇～二二三（再錄『青銅器學步集』文物出版社，二〇〇七年八月，頁二六〇～二六六）
- ⑳ 本社編「款簋」（『金文今譯類檢』廣西教育出版社，二〇〇三年一月）頁二一七～二一九
- ㉑ 白川靜「西周期的斷代編年」（『白川靜著作集』別卷・金文通釋5 平凡社，二〇〇五年四月）頁三五五～三五六
- ㉒ 王輝「款簋」（『商周金文』文物出版社二〇〇六年一月）四七、頁二〇六～二一〇
- ㉓ 陳英傑「款簋銘文補釋」（『西周金文作器用途銘辭研究』綫裝書局，二〇〇八年一〇月）頁八四二～八五四
- 【參考文獻】
- ㉔ 裘錫圭「史牆盤銘解釋」（『古文字論集』中華書局，一九九二年八月）頁三七一～三八五（原載『文物』一九七八―三）
- ㉕ 陳秉新「釋“鬲”及相關字詞」（『古文字研究』第二二輯，二〇〇〇年）頁九六～一〇〇
- ㉖ 郭沫若「宗周鐘」（『兩周金文辭大系圖錄考釋』科學出版社，一九五七年）頁五一～五四
- ㉗ 唐蘭「周王款鐘考」（『唐蘭先生金文論集』紫禁城出版社，一九九五年一〇月）頁三四～四二（原載『故宮博物院年刊』一九三六年七月）

- ⑳ 陳夢家「鉄鐘」〔西周銅器斷代〕中華書局、二〇〇四年四月）頁三一〇～三一四（一九四三年の舊稿を収める）
- ㉑ 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』（吉川弘文館、一九八四年二月）圖版篇頁一二二及び頁三八五
- ⑳ 郭偉川「宗周鐘（周王鉄鐘）新考」〔華學（第八輯）〕紫禁城出版社、二〇〇六年八月）頁二六～三七
- ㉓ 葉正渤「西周標準器銘文疏證（一）」四、昭王時期〔中國文字研究〕第七輯、二〇〇六年九月）頁一五六～一五七
- ㉔ 朱鳳瀚「由伯戠父簋銘再論厲王征淮夷」〔古文字研究〕第二七輯、二〇〇八年九月）頁一九二～一九五

なお以前に「鉄簋」の考釋の拙文を、「鉄設について」と題して、『大阪工業大學紀要』第四七卷（二〇〇二年九月）頁一三～二二に載せたことがある。今回のこの通釋はその誤りを正し再度考察し直したものである。

引用文は、「」内に示すか或いは「改行、頭二字下げ」で表示した。その訓讀・譯文または原文を【】内に示した。さらに「」により筆者の注を追加した。

頁は「——頁」ではなく、「頁——」と表記した。

【器制】

下部の臺座は方形、上部左右に雙耳がある。通高59cm、口径

43cm、深さ23cm、耳を含む最大の横幅は136cm、耳は縦が43cm、横18cm、厚さ5cm、重さ60kg。



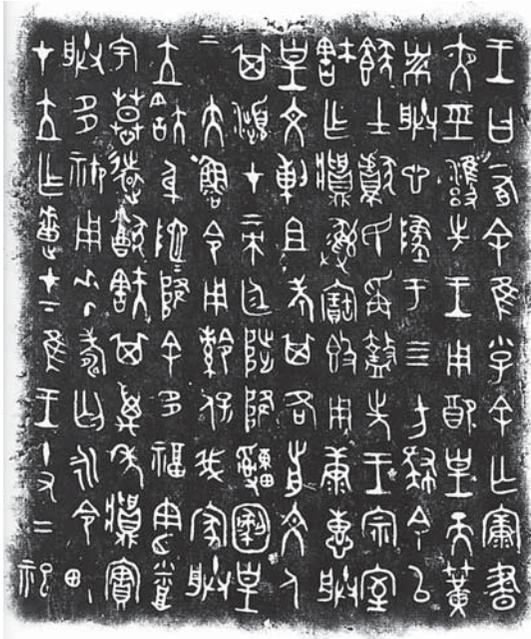
器影 (⑩『赫赫宗周』)

【銘文】

一二行、一二四字、うち合文二、重文一。

王曰、有余佳（唯）小子、余亡康（康）晝
 夜、丕（經）馥（擁）先王、用配皇天、簧（廣）
 滯（致）朕心、墜（施）于三（四）方、肆（肆）余曰（以）

饒(義) 士獻(獻) 民(再稱) 盤(致) 先王宗室、
 猷(胡) 乍(作) 甞彝寶(寶) 殷(簋) 用康惠朕
 皇文刺(烈) 且(祖) 考、其各(格) 壽(前) 文人、
 其灑(頰) 才(在) 帝廷(庭) 陟降、鬻(申) 鬲(劬) 皇
 上〔帝〕 大魯令(命)、用齡(令) 保我家・朕
 立(位)・猷(胡) 身、陲(降) 余多福壽(憲・宣) 壽(導)
 字慕遠猷、猷(胡) 其萬禾(年)、甞寶
 朕多禦(禦)、用奉(祓・拜) 壽(壽)、勾永令(命)、吮(峻)
 才(在) 立(位)、乍(作) 憲(對) 才(在) 下、佳(唯) 王
 十又二祀、



銘文拓本 (⑩『赫赫宗周』)

王曰、有余佳(唯) 小子、

「王曰」以下、今の王として先王を大切に祭っていることを述べる。
 「有」について三説ある。「舊」と、感歎詞「ああ」と、接頭辭・無
 義とである。

まず「舊」の意とするのは、⑫張政烺であり、「以前は子供であつ
 たが」と釋する。根據としてまず、「師猷簋」(集成3311・西周晚期)、
 女(汝) 有(舊) 佳(雖) 小子、令(命) 女(汝) 死(尸・司)
 我家【汝舊小子なりと雖も、汝に命じて我が家を司どらしむ】
 の「有」字が「舊」に解せることを擧げる。ついで、「矧尊」(集成
 6012・西周中期)の

王冢(誥) 宗小子孖(于) 京室、…爾有唯(雖) 小子亡哉(識)【
 王宗小子に京室に誥す、…爾有小子にして識る亡しと雖も】
 の「小子」が「宗小子」のことであり、「盞駒尊」(集成6011・西周
 中期)の、

王弗望(忘) 卒(厥) 舊宗小子【王厥の舊宗小子を忘れず】
 の「舊宗小子」と意味が重なることから、「矧尊」の「有」字も「舊」
 と解せるとする。さらに、金文銘文中では、「繇」字が「舊」に假借
 されるとして、「泉伯戎簋蓋」(集成4302・西周中期)の、

繇(繇) 自乃且(祖) 考又(有) 彝(助) 于周邦【繇より乃が
 祖考自り、助周邦に有り】
 と、「師衷簋」(集成4313・4314・西周晚期)の、
 淮尸(夷) 繇(舊) 我貞(帛) 晦(賄) 臣、今敢博(搏) 卒(厥)

衆段(夏)、反(返) 卑(厥) 工(貢) 事(使)、弗速(蹟) 我東
或(國) 【淮夷は舊より我が帛賄「帛を貢納すること」の臣なる
に、今敢て厥の衆夏を搏ち、厥の貢使を返し、我が東國に蹟せず】
を引く。後者では、「繇」と「今」とが對比されている。さらに「舊」
字そのものの例として、「兮甲盤」(集成10174・西周晚期)の、

淮戸(夷) 舊我貞(帛) 晦(賄) 人 【淮夷は舊我が貞賄の人】
を引き、甲骨文にすでに「舊」字があるのに、金文では例が少ないこ
とについては、東西の方言の差であろうという。

次に感歎詞とする説に、⑮何・黄があり、「有」と「已・噫・嘻」「訓
は「ああ」とが音通であり、すべて上古「之部」字であることを根
拠とする。用例として、⑯張政娘の引くのと同じ、「師獸簋」と、「疋
尊」を挙げる。

第三の「接頭辭、無義」とするのは、⑯馬承源であり、『尚書』召
誥に、

嗚呼、有王雖小、元子哉 【嗚呼、有王小なりと雖も、元子なる哉】
とあるのを引く。しかし「無義」はありえない。古人にとって何らか
の意味を有していたからこそ、一字を費やして表現したはずである。
いずれを取るか決めがたいので、「無義」は承服できないが接頭辭
として解釋しておく。

「佳」を、武振玉『兩周金文虛詞研究』(錢裝書局、二〇一〇年)は、
讓歩を表す接續詞、つまり「雖」とする。そして金文において「雖」
に解しうる「佳・唯」の字をこの例を含めて、八例挙げる。ただし、「佳」

から「雖」への、義と音の分岐についての考察はない。この讓歩の意
味がいつごろから意識されたのか、またなぜ字形に「虫」が加わった
のか、さらに音が「唯・惟」と分岐した理由も課題としてのこる。
今ここでは提示の助字として「これ」と訓じておく。なお「小子」
は王の謙稱。ここでは先王に向かっての發言である。

亡康(康) 晝夜、至(經) 馥(擁) 先王、用配皇天、

朝から晩まで常に先王の教えに従い皇天の意に合わせていることを
いう。

「康」は空しい。『説文』卷七下に、「屋の康寔也。從宀、康聲」と
あり、段玉裁は、『方言』康は空也、郭注に、康寔、空の兒」と注する。
「晝」の字は金文ではこれが初見である。他の銘文では「夙夜」「夙夕」
の語が使われている。

⑮何・黄は、「夙」と「晝」とが同音であると主張する。根據として、
「夙」(覺部・幽部の入聲)と同音の「肅」が「晝・肇」とともに「聿」
を聲符としており、ともに「幽部」であるという。しかし、上古音は
「肅」が覺部(幽部の入聲)、「晝」が侯部、「肇」が宵部であり、「聿」
は物部(微部の入聲)であるので、聲符とみなすのは無理がある。ま
た聲母の面でも、雙聲と主張するが、「夙・肅」は心母、「晝」は端母
であって、少し無理がある。定母なら可能性があるといえる。以上に
よって、同音とは見なしがたい。

「巫」は「經」の初文。織物の經糸を示し、その糸のごとくまっすぐに續くこと、また手本・規範の意となり、そのすじみちに從う意を表す。金文ではこの一字を動詞に用いる例がある。「毛公鼎」(集成2841・西周晚期)に、「今余佳肇巫先王命」とあり、「師克盥」(集成4467, 4468・西周晚期)に「余佳巫乃且考」とあり、また「逯盤」(新收757, 1, 3・宣王四十年代)にも「今余佳巫聖且考」とある。「逯盤」の例は、馬越靖史氏による考釋「逯盤」『漢字學研究』第2號、頁一〇三)に、諸説を引き、「念と訓じてよいと思う」とあるので参照されたい。以上の用例は「規範として從う」意で通じるように思われる。今ここでは、規範に從う意をこめて「常に」と訓じることとする。

「馥」字を⑩張政焯は、「擁」と釋し、この二字を「常規にしたがう先王の政令を擁護する」とする。⑩王慎行は「馥」を、「醜」の初文、つまり「擁」の古文であり、『廣韻』に「饗」が「饗」に通じることから、「饗」の假借とする。「饗」は熟食つまり調理した食事をいい、また生きている性に對して死んだ牲をいう。ここでは調理したばかりの温かい食事を供えることであろうか。『詩經』小雅・祈父に、「胡轉余于恤、有母之尸饗」【胡ぞ余を恤へに轉じ、母の饗を尸ぬる有らしむる】とあり、毛傳は、「熟食曰饗」と注する。金文の例では、「郟王罍鼎」(集成2675・春秋早期)に、「用其良金、鑄其饗(饋)鼎、用鬻(菜)□(魚)腊、用醜(饗)賓客」【其の良金を用て、其の饋鼎を鑄て、用て魚腊を菜し、用て賓客に饗す】とある。なお、⑭張亞初は、「和」「やわらぐ」の意に解し、この二字を「常に先王の遺教にしたがひ、先王を喜び満足させる」と解釋する。「雍和」「雍睦」の意

である。しかし先秦の文獻に「雍和」の意の用例はないようである。「配」は合わさる、合致する、並ぶの意であり、「皇天」は天の美稱。「鞅鐘(宗周鐘)」(集成260)にも、我佳(唯)司(嗣)、配皇天【我れ唯れ嗣ぎて、皇天に配す】とある。⑯張政焯は、天意に適う【合于天心】意とする。⑯馬承源は、「天命に順應」するの意として、『莊子』天地の「齧缺可以配天乎」【齧缺は以て天に配す可き乎「天子と爲す意」】を引く。⑯秦永龍は、「偉大な天の意に合わせる」【合于偉大的天意】ことであるという。

以上、「馥」は⑩張政焯の説に従い、「擁」と釋して、「つねに先王の教え通りにして、天意に合わせ従った」と解釋する。

簧(廣) 肅(致) 朕心、墜(地) 于三(四)方、

「簧」は笛または笛の舌、「肅」はぬいとりを意味する字であるので、ここでは何らかの語の假借である。⑯張政焯は、それぞれ「横」「至・致」と釋し、次の例を引く。『禮記』孔子閒居に、「以致五至而行三無、以横於天下、…志之所至」【以て五至に致りて三無を行い、以て天下に横たりて、…志の至る所】とある。さらに鄭玄注の「横、充也」と、恩意を民に至すことを言うのであるという説解を引いて、銘文の文意と合うという。

⑯王慎行は「簧」を「笙」と解釋し、祭祀の際の音楽が我が心を慰めるとするが、論外というべきであろう。⑯馬承源は、「廣侈」の假借とし、『國語』呉語の、「廣侈吳王之心」を引く。しかし、その用例

では、「尊大にさせる。驕り高ぶらせる」という貶義であり、ここの文意と合わない。

「横」は横への廣がりの意味する。つまり「廣」の假借とすれば同じことである。よって「廣く民に思いを及ぼし、四方に施した」の意と解釋する。

「墜」は「墜」にも隸定する。⑫張政焯は「施」に釋す。『說文』卷十三下・土部の、「地」字に「土に従ふ、也の聲」とあり、また「墜」字に、「籀文の地、隊に従ふ」「段玉裁註釋本には、「籀文の地、阜・土に従ふ、象の聲」とある。張政焯が何を見たのか不明」とあるのを引き、ついで「隊」字が「縣妃熹」(集成296・西周中期)に、「肆(肆)敢隊(施)于彝」【肆に敢へて彝に施す】とあり、その聲符の「豕」【豕】とは別字、*彡* + 豕が、『說文』卷九下・彡部に、「讀若弛」とあることから「施」の假借であると導く。その次に、『尚書』洛誥の、「惟公德明、光于上下、勤施于四方」【惟れ公の徳明らか、上下に光ち、勤めて四方に施す】を意味が近い用例として示す。

⑮何・黄と⑯馬承源は、「墜」は「遂」に同じ、いたる、およぶの意とし、ともに『呂氏春秋』季春紀・園道の例、「遂於四方」【四方に遂る】【高誘は、「遂、達なり」と注する】の例を引く。

今、⑫張政焯説に従い、「施」と釋す。なお「三」は「四」の異體字。

肆(肆) 余日(以) 饑(義) 士獻(獻) 民、再(僞) 整(致) 先王宗室

上文を受けて殷・周の人々が周の先王の廟に參詣したことを述べる。「肆」は「肆」とも隸定する。「遂に・故に」の意の接續詞。

「饑士」を⑫張政焯は、旁を「矣」と隸定して、同音の「義士」とする。⑮何・黄は「饑」字の旁を「豕」として、「掾」の假借であるとし、音通で『禮記』王制の「元士」に當るといふ。そして「掾士は決して低い地位ではなく、三公の參謀であり、『漢書』において丞相や御史大夫に掾士がおり中央官であったが、後に「掾史」と標記されて地方官の屬官の通稱となった」といふ。⑯馬承源は旁を「豕」とし、雙聲の「庶士」と釋して、貴族とする。

次の語句「獻民」との關連から、⑫張政焯の「義士」という解釋が妥當であろう。ただし金文に他の用例がない。また「義」字そのものは金文に用例が數多くあり、「威儀・儀禮」や「適宜・當然」の意と、「善」の意で使われる。「義士」の文獻上の用例は時代が下がり、『左傳』桓公二年に、「武王克商、遷九鼎于雒邑、義士猶或非之」【武王商に克ち、九鼎を雒邑に遷す、義士猶ほ或いは之を非とす】とあり、そこでは伯夷・叔齊を指している。

獻民は、もともと殷の遺民のうち周に服屬した者をいう。「獻」は「賢」であり、頑民に對する語。『尚書』洛誥に、「其大惇典殷獻民」【其れ大いに惇く殷の獻民に典す】とあり、孔傳に、「行典於殷賢人」【典を殷の賢人に行ふ】といい、孔穎達の疏に、「周受於殷、故繼之、於殷

人有賢性、故稱賢人」【周は殷を受け、故に之を継ぎ、殷人に於て賢性有り、故に賢人と稱す】という。また『逸周書』作雒解に、「俘殷獻民、遷于九畢」【殷の獻民を俘にし、九畢に遷す】とあり、孔晁は、「獻民、士大夫也」と注する。金文での用例はこのみのものである。

「再」は魚を手で持ち上げる形に作る。「稱」「稱」と釋し、あげる、稱揚する意である。「稱兵」の語があり、『禮記』月令に、「孟春之月是月也、不可以稱兵、稱兵必天殃」【是の月也れば、以て兵を稱ぐ可からず、兵を稱ぐれば必ず天殃あらん】とある。これは舉兵に同じで、行動を起こすことである。今「再」をこの意に取り、「擧げて・擧りて」と訓じることとする。

「盪」字の解釋は諸説ある。『說文』卷十下・幸部には、「引擊也、從幸支、見血也、扶風有盪屋縣」【引き撃つ也、幸・支に從ふ、血を見る也、扶風に盪屋縣有り】とある。音は張流切。⑫張政娘は、「疑讀爲調」とし「調える」意とする。「再」字を『爾雅』釋言の、「稱好也」を根據に、「適當地」と現代語譯して「うまく調える」とする。また⑬王慎行は、「朝」の通假ととり、『左傳』文公二年の「朝於廟」を引いて、「宗廟における祭禮」という。一方、⑭馬承源は「盪」と同字とし、『說文』卷十二下・弦部の「盪、讀若戾」に從い、『廣雅』釋詁の「戾、善也」を引く。そして「先王の美德を宣揚する」とする。「戾」字には他に「至る」の訓がある。例えば『石鼓文』作原の「滔_二盪導_一」【滔滔として導に盪る】、『史頌鼎』の「盪于成周」等を「至る」と讀む。

さらに『史牆盤』に「敦蘇于政」の句がある。これには様々な解釋があるが、唐蘭『西周青銅器銘文分代史徵』中華書局一九八六年、頁四五二）は、「敦は盪と同じ」と述べ、「盪」字が實は「皿に從ふ、敦の聲」であり、古書で多く「戾」と通じており、『爾雅』釋詁に、「戾、至る也」とあり、「至」は「致」と同じであることから、「敦蘇于政」を「和を政に致す」と解釋している。また徐中舒『西周史牆盤銘文箋釋』（『考古學報』一九七八—二）は、まず「敦盪、並是盪字的簡體」と述べて、陝西の地名「盪屋」を取り上げ、この二字にそれぞれ「曲」の意があり、音通から「周」の意とし、「敦蘇于政」を「周和干政」であり、「周の臣民がひろく文王の政治を擁護した」【周之臣民普遍擁護文王之政】、つまり取り圍んで守ると解釋する。

これに對して赤塚忠（『近年出土周金文考釋八・史牆盤銘考釋』『赤塚忠著作集』第七卷 研文社、一九八九年、頁六八一）は、「盪」の音で推すなら、むしろ「修」の意とすべしといい、『尚書』君奭の「惟文王尚克」修和我有夏」【「惟れ文王尚ひて克く」修め、我が有夏を和す】の用例を引く。また『說文』の解釋にも疑問を呈して、甲骨にある「敦」が罪人を執えて責め問う意であり、それに糸を加えた「敦」は繫縛の意を強調しており、「敦」も同意で、「執」とほぼ同義・同音とすれば、ここでは音が近い「輯・集」の意であろうという。

なお⑯陳英傑は、「盪」「盪」二字の關係と、「盪」字の銘文中の意義についてはさらに研究が必要であるとして結論を保留する。

今、「再」は「擧」の意とし、「盪」は唐蘭の「致」説を取り、二字を「擧りて至らしむ」と解釋することとする。

宗室は、宗廟。「宗」は神主（位牌）を祭り安置する建物。『詩經』召南・採蘋に、「于以奠之、宗室牖下」【こ于に以て之を奠く、宗室の牖下に】とあり、傳に、「宗室、大宗之廟」という。

銘文冒頭の「王曰」の管到は、この句末までであり、以上は過去のことを述べている。宗廟における祝詞の文句であるかもしれない。以下は今後の事柄に關しての祖先への祈りである。自稱の「猷」で始まる。

猷（胡）乍（作）鼎彝寶（寶）殷（簋）、

「猷」字を「胡」に同じとする考証は、⑩陳秉新に詳しい。「匠」の異體字に、「害・鉗」等々があり、「害」自體が、蓋付きの禮器の象形とも考えられるからである。そしてこのことと銘文の内容とから、この器が名を胡という周の厲王のものとみなされている。これは「猷鐘（宗周鐘）」の斷代とともに問題となっており、銘文末尾の「佳王十又二祀」の所で再度論じる。

「鼎」は煮炊きする、調理した肉を臺に載せて供えることを象る。『玉篇』鼎部に、「鼎、煮也」とある。「彝」は青銅禮器の通稱であり、二字でも同じく禮器の意となる。「殷」は文獻上の「簋」に同じ。

用康惠朕皇文刺（烈）且（祖）考、其各（格）疇（前）文人、

祖先を安心させることをいう。

「康惠」は安んじ恵む。「惠康」に同じ。『尚書』文侯之命に、「柔遠能邇、惠康小民」【遠きを柔らげ邇きを能んじ、恵もて小民を康んず】とある。「皇」は大きい。「文」は徳行があること。「刺」は烈。いさおてがら、功業。「祖」は祖先、「考」は亡くなった父。いずれも金文習見の語。

「其」は祈使を意味する語氣副詞。願う、希望する意。「格」はいたる。金文に習見の語である。「前文人」は祖先に對する尊稱。文人は文徳ある意。これも金文に習見の語。また『尚書』文侯之命に、「追孝于前文人」【前文人を追孝す】とあり、疏に、「追行孝道於前世文徳之人」【孝道を前世の文徳の人に追行す】という。

其瀕（頻）才（在）帝廷（庭）陟降、

以下文末まで、上帝に仕える天上の先王たちが、地上の自分たちに幸福と助言、永命と安定をもたらすことを希求する。

この「其」字の用法は金文として特殊である。「其」は上述のようにふつう副詞として使われるが、ここでは、直前の名詞を受けて主格代名詞となっている。つまり祖考と前文人を指している。

「帝廷」は「帝庭」。上帝が政務を執る所。「陟降」は天地の間を上がり降りすることで、上帝のそば近く仕えながら忙しく働いているこ

とをいう。『詩經』大雅・文王に、「文王陟降、在帝左右」【文王陟降し、帝の左右に在り】とあり、集傳に、「蓋以文王之神在上、一升一降、無時不在上帝之左右」【蓋し以て文王の神上に在りて、一に升り一に降り、時として上帝の左右に在らざる無し】といい、また毛亨の傳に、「言、文王升接天、下接人也」【言ふところは、文王升りては天に接し、下りては人に接する也】という。

齟（申）鬪（恪）皇上〔帝〕大魯令（命）、

「齟」は孫詒讓が『古籀余論』卷三・叔公敦で論じて「鍾」と読み、「鬪」と訓じ、さらに④袁錫圭が「申」と釋して、「重ねて」「引き繼ぐ」の意として定論となった。この考釋に關しては、馬越靖史氏「逐盤」〔漢字學研究〕第2號、頁一〇四）に、「齟就」の「齟」が「申」であることの明快な説明が載るので、參照されたい。字形からまた「紳」の本字ともみなしうる。最近出版された『字源』（天津古籍出版社、二〇一二年十二月）卷下、頁一一四一）はその説を載せる。字形の一部である「東」を「束」と同じと見て、「しぼる」意を表すとす。なお、④張亞初は「重」字に釋すべきとして、「鍾」「踵」「董」の諸字が「重」の孳乳字であり、「鍾」を『說文』は「増益也」といい、『玉篇』は「増也」とあり、「重」釋と「申」釋とが矛盾しないと主張する。日本語による訓はどちらも「かさぬ」であり、いわゆる轉注とみなせば二音とも許容される。通説に従い「申」と釋す。

「鬪鬪」の語についての考證は、⑤陳秉新が詳しい。ところが陳氏

はこの語の上字の「齟（申）」を「戒敕」「いましめる」と訓じる。その論據として三例を擧げるが、受け入れがたい。

まず『尚書』多士に、「予惟時命有申」【予惟れ時れ命申ぬること有り】とあり、孔傳に、「故惟是敕命申戒之」【故に惟だ是れ敕命「上から下への告諭」して申ねて之を戒しむ】と説くの引く。訓讀に示したように、「申」字に戒めの意はない。後世「申戒」の語が熟して使われるが、「戒めを繰り返して告げる」意である。

二例目は、『左傳』成公一六年の「申宮儆備、設守而後行」【宮の儆備を申し、守を設けて而る後に行く】に杜預が「申勅宮備」【宮備を申勅す】と注するのを擧げる。「申勅」とは上例と同じく戒めを繰り返して告げることであつて、ここにも「申」に戒めの意はない。

三例として、『漢書』石奮傳の「雖燕必冠、申申如也」【燕（＝宴）すると雖も必ず冠し、申申如たる也】の、顔師古注「申申、整敕之貌」を擧げる。この例は「かしこまる」意ではある。しかし「申申如」はまず『論語』述而にあるように、伸び伸びと寛いださまの意で使われる。「子之燕居、申申如也、夭夭如也」とあり、注に「申申夭夭、和舒之貌」とある。『漢書』の例は、おそらく「紳紳」の意できちんと帯を結んで服装を整えることであろう。また時代が隔たりすぎている。

以上、陳氏の「戒める」の訓は成り立たないことは明白である。

「鬪」字の解釋について、⑤陳秉新は最も詳しく論じている。「鬪」を「劬」と読み、「勉」と訓じる。従来はまず楊樹達が「恪」と訓じた（『積微居金文說』毛公鼎の條・頁三〇）。ついで唐蘭は「周」「周到、

行きとどくの意」と読み（「略論西周微史家族窖藏銅器群の重要意義」『文物』一九七八―三）頁二三）、また⑫張政烺も「周」の假借とする。その前に于省吾が、「貂」と読み「勉勵」と訓じた（『牆盤十二解』油印本。後に「牆盤銘文十二解」と題して『古文字研究』第五輯・一九八一年に載る）。⑮陳秉新はこの于省吾説に啓發されて、本音・本義を求めて考究を進めた。まとめると以下のようになる。

「貂」〔テウ〕の初文である「希」（Ⅱ彡）に「肉」を加えて「豸」字ができ、その「肉」を「舟」に訛って「豸」となった。また「繇・繇」の「系」も「希」の訛である。よって「鬪」は「豸」（Ⅱ豸）の聲、鬪（囧を入れた鬩）の古字、「劬」の假借、「勉」と訓じる。上古音は、「鬪」は喻紐幽部、「劬」は禪紐宵部であるので二字は通じる。

續いて⑯陳秉新が挙げる「鬪」の用例は七つあり、「𡗗𡗗」を除いた六例は下記のごとくであり、「勉む」と訓じれば通じる。なお引用部分は陳氏のそれを一部略した。

「痕鐘」（集成247、248、249、250・西周中期）

鬪（劬）夙（夙）夕、左（佐）尹氏、【劬むること夙夕、尹氏を佐く】

「毛公鼎」（集成2841・西周晚期）

鬪（劬）夙（夙）夕、敬念王畏（威）不賜（易）、【劬むること夙夕、敬いて王威の不易を念す】

「史牆盤」（集成10175・西周中期）

鬪（申）寧天子、天子鬪（劬）履（纘）文武長刺（烈）、【申ねて

天子を寧んず、天子劬めて文武の長烈に纘す】

「番生簋蓋」（集成4326・西周晚期）

用鬪（申）鬪（劬）大命（命）、粵王立（位）、虔夙（夙）夜、【用て申ねて大命に劬め、王位を粵り、虔なること夙夜】、

「毛公鼎」（集成2841・西周晚期）

用卬（仰）卬（昭）皇天、鬪（申）鬪（劬）大命、康能四或（國）、【用て昭皇天を仰ぎ、申ねて大命に劬め、康んじて四國を能んず】

「叔向父禹簋」（集成642・西周晚期）

共（恭）明德、秉威義（儀）、用鬪（申）鬪（劬）、奠保我邦・我家、【明德に恭しく、威儀を乗り、用て申ねて劬め、我邦・我家を奠め保つ】

もう一例「鬪」字が「九年衛鼎」（集成2831・西周中期）に、「又（有）嗣（司）鬪（恪・貉）裘・盞（豫）匱（幘）」とあるが、これは⑫張政烺も論じており、「貉」〔むじな〕の毛皮では相応しくない、「貂」〔てん〕と釋すべきであるとす。⑮陳秉新もこの説を採り、「豸」（Ⅱ豸）の聲の論據とする。しかし⑯陳英傑は、「鬪」字の中の「豸」と、金文に見える「繇」字の字形とが全く異なることから、⑮陳秉新の説を牽強附會と批判する。

空格の所をどう読むかは二説ある。残存する「二」を、「帝」字の上部とみなすか、それとも「上」字とみなし、合文「上帝」の一部が残ったとみなすか、である。銘文の似る「𡗗𡗗（宗周鐘）」が「上帝」の合文であることから、同様に「皇上〔帝〕」と補う。後に附す「參

考 a 款鐘（宗周鐘）」を参照。

「皇」は美稱。「煌」に通じる。「大魯令」の「令」は「命」。「魯」は嘉、美善の意。『史記』周本紀の「魯天子之命」を、魯世家には「嘉天子之命」に作ることに由る。嘉と解しうる金文の用例は多い。「芻簋」（集成 4202・西周早期）に、「對揚天子魯命」【天子の魯命に對揚す】とあり、「無異簋」（集成 4225⁺ 4226⁺ 4227⁺ 4228⁺ 西周中期）に、「敢對揚天子魯休命」【敢へて天子の魯休命に對揚す】とある。

用齡（令）保我家・朕立（位）・𡗗（胡）身、

「齡」は「齡」とも釋し、「令」に同じ。よい、巧い。⑮何・黃は、異體字と用例を検討して、「令」字は金文では、「命令する」と「命運・賞賜」の意、典籍では、「善」の意となることと、「齡」字はよく練った糸が原義で、金文では「善」の意で使われると述べる。従ってここでは「よく」の意味の副詞となる。ただし「長く」と解釋する説もある。馮峰「鮑子鼎和鮑子罍」（『中國國家博物館館刊』二〇一四―一七）は、「永命萬年、齡保其身」とあるのを、金文に習見する「眉壽萬年、永保其身」と同じ表現であるとし、また「秦公罍」（集成 262⁺ 263⁺）に、「秦公峻齡在位」なども、「長久」の意であると主張する。しかし「善」で文意が通じるので、通説に従うことにする。

周代の人稱代詞の「我」と「朕」は異なり、「我」は複数を表わし、「朕」は單數の領格「Ⅱ所有格」を表わす。黃盛璋「古漢語的人身代詞研究」（『中國語文』一九六三第六期、頁四四三―四七二）、管燮初『西

周金文語法研究』（北京・商務印書館、一九八一年一〇月、頁一七三―一七五）、大西克也「殷周時代の一人稱代名詞の用法をめぐって―殷周漢語研究の問題點―」（『中國語學』二三九號、一九九二年、頁一一五―一二四）を参照。

従って、「我家」は周王である𡗗の家族およびその家産を指し、「朕位」は𡗗の王位を言い、「𡗗身」は𡗗本人の健康を表す。「家」の概念に關しては、松井嘉徳『周代國制の研究』第二部・第一章・「王家」と宰を参照。

𡗗^二降余、多福𡗗（憲）登（導）、字慕（訃謨）遠猷、

「𡗗」を『說文』は「小崩也」と説くが、文意に合わない。⑯張政烺は、以下の用例から、喜悅のさまとする。「中山王壺壺」（集成 9735（戰國晚期））に、「是又（有）純（純）德遺恣（訓）、曰（以）𡗗（𡗗・施）及子孫」【是に純德の遺訓有り、以て子孫に施き及ぼす】、また秦の「繹山刻石」に、「𡗗及五帝」【五帝に施き及ぼす】とあるのがともに「施」と讀むことまた「伯康簋」（集成 4160⁺ 4161⁺（西周晚期））に、「它（施）它（施）受茲永令（命）」【也也として茲の永命を受く】とあり、「也也」と「𡗗𡗗」は音義が同じと言ひ、さらに『孟子』離婁下に、「施施自外來、驕其妻妾」【施施として外自り來り、其の妻妾に驕し】とあり、そこに「猶ほ扁扁たるがごとし、喜悅之貌」と注するのを引き、「施施」に同じ、喜悅のさまとする。

これに對して、⑰馬承源は、「佗佗」に同じとし、『詩經』邶風・君

子楷老の、「委委佗佗、如山如河」と、『爾雅』釋訓の、「委委佗佗、美也」とその注、「佗佗、長之美」を引き、「途切れなく」【不斷地】と現代語訳する。「喜悅」の意に取るより、「委佗」等と同じく、「長々と」「立て續けに」の意にとる方が文意に合う。

多福は多くの幸福、豊かさや長壽をいう。金文に習見の語。「馱鐘（宗周鐘）」にも、「降余多福」とある。

「壹壹」の二字を諸家は、上の「多福」とは斷句して、下の「字慕（訃謨）遠猷」に繋いで動詞句に解釋するが、「五祀馱鐘」に、「文人陟降、余黃筭（導）、受（授）余屯（純）魯」【文人陟降し、余に黃筭を降し、余に純魯を授く】とあることから、名詞句であり、「多福」とともに「降」の目的語として解釋すべきことが分かる。

「壹」は「憲」。金文では「心」がない字體に作ることが多い。

「壹・壹」は、「米」に「高」の倒立した形と見るべきであろう。唐蘭『殷虛文字記』（中華書局、一九八一年、頁三四）は、米が器の中にあるのを象るとして、『説文』にある「禪」字とみなし、それが穀物名であり「禪」と同字つまり「稻」であること、また『儀禮』士虞禮の、「中月而禪」「禪は服喪があけた時の祭り。音は徒感切、タン」の注に、「古文禪、或爲導「續けて、「禪導雙聲」とある」とあることから、「導」に通じるとする。⑫張政烺もこの説に従い、さらに「憲」を「宣」の意として「廣く導く」と釋す。⑬王慎行も唐蘭説に従い、「憲」を『説文』第十篇下・心部の「敏也」とその段注の「敏者、疾也」により、「素早く導く」【迅速導引】と釋す。しかしながら、先に述べた

ように動詞句とみなすことはできない。

⑭馬承源は「壹」を従來の隸定「𡗗」とそれを「𡗗」と釋字する説に従い、「憲丞」とする。そうして『禮記』中庸の、「憲憲令德」に鄭玄が注した「憲憲、興盛之貌」と、『爾雅』釋詁の「丞」を「美也」と訓じているのを根據として、「隆盛・美善」の意とする。「大孟鼎」の用例を見ると、一字は「収・井」を含み、一字は含まない「壹」である。「収・井」を含む方の、「有鬚（髻）𡗗（丞）祀」【髻して丞祀する有り】は、供物を捧げる意でよいが、後例の「夙夕召我一人壹四方」【夙夕に我一人を召して四方を導かしむ】は「導」の意であり、使い分けているように見える。左表を参照。

『金文編』頁三三〇

<p>𡗗 𡗗 𡗗 𡗗 𡗗</p> <p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>	
<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>	<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>

『古文字類編』頁三二七

<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>	<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>
<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>	<p>𡗗 夙夕召我一人壹四方</p> <p>𡗗 大師盧作彝尊豆</p> <p>𡗗 致置 王貞華彝</p>

やはり「導」と取り、二字を名詞として「多福」と對になる「善導」と解釋しておく。

「字慕」は「訃護」〔訃、魚部、『廣韻』況于切、大きな謀りごと。『詩經』大雅・抑に、「訃護定命」とあり、毛傳に、「訃は大、護は謀」とある。「字」はもともと屋根の軒先をいう字であり、引伸して空間の廣がりを表し、「大」の意となった。『文字』自然に、「往古來今謂之宙、四方上下謂之宇」〔往古來今之を宙と謂う、四方上下之を宇と謂う〕とある。「遠猷」は遠い將來を見据えた計畫。『爾雅』釋言に、「猷、謀也」とある。つまり「訃護」は大規模な、「遠猷」は長期的な方策や事業であり、空間と時間とで對となっている。この四字も名詞であるので、「降す」の目的語として解釋する。

つまり余に「多福・憲導」と「訃護・遠猷」を「降す」のである。

歎（胡）其萬禾（年）、齎（將）實朕多禦（禦）、

きちんと様々な祭りを執り行うことを誓う。「齎」はここでは「將」手に持つ、捧げる。『詩經』小雅・楚茨に、「或剥或亨、或肆或將」【或いは剥し或いは亨し、或いは肆^ね或いは將^よ】とあり、鄭玄は、「或肆其骨體於俎者、或捧持而進之者」【或いは其の骨體を俎に肆^ぬる者、或いは捧持して之を進むる者】と注する。また『詩經』周頌・我將に、「我將我亨、維羊維牛、維天其右之」【我將し我亨し、維れ羊維れ牛、維れ天其れ之を右^{たす}けよ】とあり、鄭玄は、「將、猶奉也」と注する。「實」はみたす。「禦」は「禦」に同じで祭祀、祭ること。『說文』卷一上に、

「禦、祀也」とある。

用奉（祓拜）壽（壽）、勾永令（命）、吮（峻）才（在）立（位）、乍（作）寔（對）才（在）下、

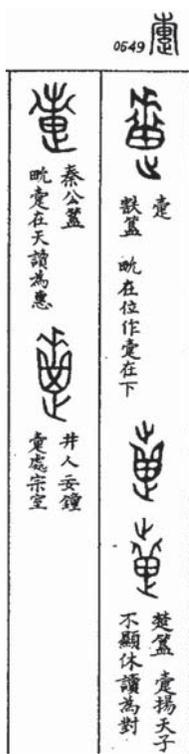
「奉壽」は長壽を祈る意。「奉」は、「捧」に同じ。いのる、祈求する意。『說文』一〇下に、「疾也、從奉、夨聲、拜從此」とある。また「捧」に同じ、「捧」は「拜」の古字。『說文』一二上に、「首至地也、從手奉、奉音忽、博怪切」とあり、「拜」の異體字である。また「祓」に作る。「勾」も、祈る、祈求する意。『說文』一二下に、「勾、氣也」とあり、段玉裁は、「气者、雲氣也、用其聲假借爲气（乞）求」【气なる者は、雲氣也、其の聲を用て假借して气（乞）求と爲す】という。また『廣雅』釋詁に、「勾、求也」とある。

「吮（峻）は旁が一部缺けているが文脈によりこの字であろう。また「駿」に通じて、長い意。『爾雅』釋詁に、「駿、長也」とある。「歎鐘（宗周鐘）」には、「峻保四國」とある。銘文の字形はみな「夨」がない。「吮」形であるが、春秋時代の「秦公鐘」（集成292・293、264・266、267、268、269、270・春秋早期）になると、「夨」が加わった「峻」の字形が見られる。

「作寔在下」の四字について、「寔」字を諸家みな「土台」「根本」の意に取り、地上に基礎を固めるなどと解釋する。獨り⑩馬承源のみ、「順應天命于下土」【地上において天命に従い合わせる】と注する。ただし「寔」字について何も考釋を加えていない。近年出土の清華簡「周

公之琴舞」に、「寔天之不易」【天之不易に寔す】とあり、李學勤は、「寔、讀爲「對」として、『金文編』卷四・頁二七二の、「寔」の字例を挙げ、「𦉑簋」のこの「吮寔在天、作寔在下」と、「秦公簋」(集成565)春秋早期)の「吮寔在天」等もみな、「對」と讀むべきことを指摘する。さらに『詩經』大雅・皇矣の、「帝作邦作對」【帝邦を作りて對と作さしむ】に、「毛傳が、「對、配也」と注するのを補足する(『清華大學藏戰國竹簡(三)』頁一四〇・注六四、中西書局、一〇一二年二月)、『金文編』のもう一例、「楚簋」(集成4246・4247・4248・4249 西周晚期)の、「寔揚天子不(丕)顯休」は、容庚がすでに「寔揚」を「對揚」と讀んでいる。「作對」は、天に對應させること、天の命に應じてそれに合わせることである。

『金文編』卷四・頁二七二の「寔」字)



「在下」は天に對して地上をいう。『尚書』呂刑に、「惟克天德、自作元命、配享在下」【惟れ天德を克くし、自ら元命を作り、配享して下に在り】とあり、蔡傳に、「在下、對天之辭也」【在下、天に對するの辭也】とある。この「配享」は「作對」とほぼ同義である。

佳王十又二祀

「祀」は年の意。これは殷人の習慣であり、周初の金文にもよく見える。②王輝は、厲王の器であることにより、西周晚期にもなおこの習いがあったと述べる。しかし⑨李朝遠は、この「祀」を根據に厲王の器であることを否定する。他に根據として「王」字の字形の特徴が中期のそれを否定するをいう。各期の違いは、最後の横畫が、早期は弧形、晩期は直線、中期はその中間であり、やや丸みを帯び縦線とながる部分が膨らみ三角を成す。「𦉑簋」の王字はまさに中期の特徴を示す。第三の論據として、器形と紋飾により中期のものとする。

この「𦉑簋」の斷代は從來、「𦉑鐘(宗周鐘)」および「五祀𦉑鐘」とともに厲王の器とされている。「𦉑鐘(宗周鐘)」は後ろに銘文とその訓讀のみ載せるのを参照。近年出土の「五祀𦉑鐘」については、本論考の後半に注釋を施す。

「𦉑鐘(宗周鐘)」の斷代については、③葉正渤が簡潔に論じている。それによると、まず⑧郭沫若が昭王時の器としているが、⑩唐蘭が「厲宣時期」であると論じ、⑦陳夢家が⑩唐蘭の説を引いて厲王の世と定めて、それが定論となったという。③葉正渤はそれに反論して、以下の論據で昭王の器であると斷じる。

一、「𦉑鐘(宗周鐘)」銘文中の、「邵王」は他の銘文に多見し、みな王名の昭王である。⑦唐蘭説のように「王に見える」意であるとして動詞にとるのは獨例であり他にはなく、また「來逆邵王」とあるので、動詞が三つ連續することになり、それはあり得ない。

二、「鉄」を、郭沫若は昭王の名「瑕」の本字とみなし、②⑦唐蘭は厲王の名の「胡」と讀んだ。「割・豁」などの字から類推して「鉄」もまた、「夫（男性を指す）」に従い「害」の聲であるはず。「段」を聲符とする合體字「𠄎形聲字」の音は、匣紐魚部あるいは見紐魚部である。「害」を聲符とする合體字の音は、匣紐月部あるいは見紐月部である。つまり「瑕」と「鉄」は雙聲である。よって昭王の名の「瑕」は、本字が「鉄」であり、銘文は本字を使い、『史記』は假借字を使った。

三、字體については②⑧郭沫若が詳しく論じており、その意見は従うことができる。さらに①⑨李朝遠が、銘文の紀時用語・文字の風格・器物形制の面から論證して西周中期偏早の器としている。

第一點の、動詞の三連続は可能であろう。しかし唐蘭の引く「厲羌鐘」（集成157161 戦國早期）の「邵于王」の例は西周ではない。

第二點の「鉄」字については、「胡」も匣紐魚部であるので、厲王の名とみなすことに何ら矛盾はない。西周金文において「鉄」字を「瑕」字に解し得る用例は他にない。先に述べたように、「鉄」が「胡」に同定できることは①⑦陳秉新が詳しく論じている。「胡」字に釋する例は、「鉄簋」「鉄鐘（宗周鐘）」「五祀鉄鐘」の他にもあり、方國名や個人名として見える。例えば、「鉄（胡）侯」（逋廡）集成948 西周中期、「至于鉄（胡）」（敵鼎）集成2721 西周中期、「來鉄（胡）」（泉作辛公啓）集成4322 西周中期、「戎鉄（胡）」（戎設）集成4322 西周中期）等がある。

第三點に關して②⑨林巳奈夫は、「鉄簋」は西周ⅢAに、「鉄鐘（宗周

鐘）」は西周Ⅲに配列している。つまり西周晚期に屬すると見ている。しかし①⑨李朝遠は、「鉄簋」の波曲紋の特色が②⑨林巳奈夫のいう「西周ⅡB」と一致するとして西周中期の證據の一つとする。その他の紋飾もまた中期の特徵を備えており、器形からは「中期偏晚」の形制に屬するという。紀時用語についても、「祀」は殷を受けた周初の用語であることの他に、年月日を銘文の冒頭に置くのが普通であり、末尾に置くのは殷から周初期に多いことも挙げる。

③①葉正渤とはほ同時に發表された③②郭偉川は、「鉄鐘（宗周鐘）」を、厲王の器であることは同様に否定するが、昭王の次の穆王時器とする。そうして、

昭王は南夷を伐ったが「廿又六邦」が謁見にやってくるような「大勝利」はしていない。それどころか第二次の南征に失敗して亡くなっている。南方を平定したのは穆王の事績である。②⑥郭沫若が生稱とした昭王は、諡號である。「來逆邵王」とは昭王の木主（位牌）を迎えたのである。「鉄」は鉄侯であって春秋の胡國にあたる。「某其萬年」は他者に對する乞求の辭であって、王が自稱して「鉄其萬年、峻保四國」というはずはない。

等々と主張する。しかし、昭王を生稱として何ら問題はなく、「木主」の説は受け入れがたい。もちろん②⑦唐蘭は、「昭王」を「王にまみえる」意として動詞に解釋している。また「鉄」は「鉄簋」「五祀鉄鐘」の銘文から見て、王の固有名詞・自稱ととることに何ら矛盾はない。ただし王の南征が問題となるが、これは昭王の事績である可能性が薄いことを物語る。南征に關して、③③朱鳳翰は、新出の「伯成父簋」につ

いて先ず、その形制・紋飾が、厲王期の器である「諫簋」(集成4265、西周晚期・厲王五年)、「師斝簋」(集成4324・4325 西周晚期・厲王一〇年)、「元年師旅簋」(集成4279・4280・4281・4282 西周晚期・夷王あるいは厲王期)とよく似ていることをいう。ついで銘文に、「𡗗鐘(宗周鐘)」と同じ「服子」等の語が載り、王の南征について述べているので、二簋ともに厲王の事績を記しているとする。

また「夙夜」「夙夕」に代わる「晝夜」の語が「𡗗簋」に初出することは、西周晚期と見ることできる。以上をまとめると、形制から見ると中期であるが、銘文の南征の内容から見ると厲王の器と看做し得る。王器であるので古びた形式が取られたのかも知れない。よって、「𡗗簋」「𡗗鐘(宗周鐘)」「五祀𡗗鐘」ともに厲王期とする説に従っておく。

「十又二祀」は、厲王の即位十二年目。夏商周斷代工程(夏商周年代プロジェクト)は、『史記』に従っており、それによると紀元前八六六年となる。厲王の在位は、紀元前八七七年から八四一年までの三七年間とする。その後が共和である。

なお昭王とすると、その在位は紀元前九九五年から九七七年までであるので、「十又二祀」はその即位十二年目の紀元前九八四年となる。約一〇〇年ずれる。

【訓讀】

王曰く、有余は唯れ小子、余は晝夜を康しくする亡く、經に先王に擁し、用て皇天に配し、朕が心を廣げ致し、四方に施せり、肆に余は

義士獻民を以て、稱げて先王宗室に致らしめりと。𡗗(胡)は甞彝寶簋を作り、用て朕が皇文烈なる祖考を康恵し、其れ前文人に格らん、其は頻りに帝庭に在りて陟降し、申ねて皇上帝の大魯命に劾むるは、用て令く我が家・朕が位・𡗗(胡)が身を保ち、阨々として余に多福・憲導、訐・遠猷を降さん、𡗗(胡)其れ萬年、朕が多禦を將り實たし、用て壽を祓り、永命を勾め、峻く位に在りて、對を在下に作らん、唯れ王の十又二祀なり、

【現代語譯】

王は、「余は未熟ではありますが、日夜缺かすことなく、常に先王の教えに従い、そうして天意に沿って、廣く我が心を注いで、四方に施しました。それ故に余は義士と獻民を率い、舉りて先王の宗廟を至らしめました」と言った。わたくし𡗗(胡)は禮器の寶簋を作り、これによって我が偉大にして文徳と功業ある父を安らかにし、さらに文徳ある先人たちに及ぼそう。その方々は天帝の庭に仕えて天地を上り下りし、かがやかしい上帝の大いなるうるわしき命令に繰り返し勵み、それによって我らが家産・わが位・𡗗(胡)の身體を保ち、引き續き余に多福と善導および遠大なる謀りごとを降されんことを。わたくし𡗗(胡)は萬年も、わが幾多の祀りを缺かすことなく、それにより長壽を祈り永命を求め、長く位につき、地上で天意に合わせよう。これは王が即位して一二年目のこと。

【参考】

以下に同一人物の鉄による他の二器を取り上げる。「鉄鐘（宗周鐘）」は銘文と訓讀のみ。「五祀鉄鐘」は通解を施す。

a 鉄鐘（宗周鐘）（集成 260）

【銘文】

王肇（啓）遯省文武勤疆（疆）土、南或（國）（服）孳（子）敢召（陷）
 虐我土、王辜（敦）伐其至、戮（撲）伐厥都、（服）孳（子）
 廼遣閒來逆邵王、南尸（夷）東尸（夷）具見、廿又六邦、佳（唯）
 皇上帝百神、保余小子、朕猷又（有）成亡競、我佳（唯）司（嗣）
 配皇天、王對乍（作）宗周寶鐘、倉（恩）、維（離）（雍）、
 用邵（昭）各（格）不（丕）顯且（祖）考先（王）其嚴在上、
 窶（豐）、降余多福、（余順孫、參壽佳）唯（琍）琍、鉄（胡・
 瑕）其萬年、吮（峻）保四或（國）、

【訓讀】

王肇めて文武の勤めし疆土を遯省す、南國服子敢へて我土を陥虐す、王敦伐して其れ至り、厥の都を撲伐す、服子廼ち遣閑し、來りて邵王を逆ふ「逆へて王に邵ゆ」、南夷東夷の具見するは、廿又六邦、唯れ皇上帝百神、余小子を保んじ、朕が猷は成る有りて競ふ亡し、我れ唯れ嗣ぎて皇天に配す、王對えて宗周寶鐘を作る、倉々恩々、維々雍々たり、用て不顯なる祖考先王を昭格す、先王其れ嚴として上に在

り、窶々豊々として、余に多福を降し、余が順孫に福あらしめ、參の壽唯れ琍めん、鉄は其れ萬年、峻く四國を保たん

b 五祀鉄鐘

【器名】 五祀鉄鐘

【時代】 西周晚期（厲王）

【出土】

一九八一年二月、陝西省扶風縣莊白村。農民が村北の濠を浚えていて發見し、一九八二年十月に、陝西省博物館（後の陝西歴史博物館）に收藏された。なお出土地の村名を初期の著録は白家村（法門寺の東北）と記すが、最近の著録は莊白村（法門寺の西北）とする。今それに従う。

【所藏】 陝西歴史博物館

【著録—圖録・釋文】

- ① 中國社會科学院考古研究所『殷周金文集成（修訂增補本）』358.1・358.2（中華書局、二〇〇七年）第一冊・頁四九九～五〇〇「以下、集成と略す」
- ② 吳鎮烽『陝西金文彙編』126（三秦出版社、一九八九年八月）頁

三〇～三三

- ③ 張煥斌「五祀鞮鐘」(『中國音樂文物大系・陝西天津卷』大象出版社、一九九九年一〇月) 第一章・第五節・一八・頁五九
- ④ 曹璋『周原出土青銅器』(巴蜀書社、二〇〇五年十二月) 卷一〇・頁二〇二七～二〇三一
- ⑤ 吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』1583 (上海古籍出版社、二〇一二年九月) 二九冊・頁三〇五
- ⑥ 蔡玫芬・蔡慶良『赫赫宗周』(國立故宮博物院、二〇一二年一〇月) 頁六二～六五

【著録・考釋】

- ⑦ 穆海亭・朱捷元「新發現的西周王室重器五祀鞮鐘考」(『人文雜誌』一九八三年二期) 頁一一八～一二一
- ⑧ 劉啓益「西周厲王時期銅器補記」(『周秦文化研究』陝西人民出版社、一九九八年) 頁三九〇～三九一
- ⑨ 李朝遠「五祀鞮鐘新讀」(『華學』第七輯、中山大學出版社、二〇〇四年一月) 頁一〇四～一一六・再録『青銅器學步集』(文物出版社、二〇〇七年八月) 頁二六七～二七七
- ⑩ 陳英傑「鞮銘文補釋」(『西周金文作器用途銘辭研究』綫裝書局、二〇〇八年一〇月) 頁八四二～八五四
- ⑪ 李家浩「說『盩不廷方』」(『安徽大學漢語言文字叢書 李家浩卷』北京師範大學出版集團・安徽大學出版社、二〇一三年五月) 頁一二～一七

【器制】



器影 (⑥『赫赫宗周』)

通高28cm、甬長「上部の柄の長さ」10cm、銑間「下部の長い方の幅」15cm、鼓間「下部の短い方の幅」11cm、舞修「上部の長い方の長さ」13.5cm、舞廣「上部の短い方の幅」9.3cm、重や5.7kg。圖に見えるように、鐘の乳の隙間を埋めるように銘文が鑄込まれている。元來、複數個あったと考えられるが、見つかっておらず、銘文の上半は不明である。

【銘文】 九三字、うち合文二、重文四 (なお改行を「」記號で示す)

……明誦文乃(武)、膺「受大令(命)、匍(敷)右(有)三(四)」

方、余小子肇嗣「先王、配」上下、乍（作）卬（厥）「王大寶、用喜侃（衍）」前^二文^二人^三、韞（庸・融）厚多福、用齏（申）鬲（勅）先「王、受皇天大魯令（命）、文人」陟降^二、余「黃豈（導）」受（授）余「屯（純）魯（嘏）」用盳（剔）不廷方、馱（胡）其萬「禿（年）、永吮（峻）尹三（四）」方、保大「令（命）、乍（作）寔（對）」才（在）下、卸（御）「大福、其各（格）、佳（唯）王五祀、

銘文拓本 ⑥『赫赫宗周』



……明鬲文乃（武）、膺受大令（命）、匍（敷）右（有）三（四）方、

冒頭の語句は見つかっていない前文を承けるのであろう。「鬲」は、喜に従い鬲に従う字であると、⑨李朝遠はいう。しかし寫眞・拓本と

もに不鮮明で、右旁が確認できない。この字形は他に例がない。「福」の異體字とすると、「明福」あるいは「福文」と讀むことになるが、その用例も金文には見えない。この字は未詳とする。

諸書、三字目の「文」の後に句讀を入れる。「乃」を⑦穆海亭・朱捷元は、「汝」と訓じて、文王を指すという。⑨李朝遠は、「字形不清、理校如此」とのみ述べる。しかし、「文」字で文節が切れる用例が他の金文には見えない。「文」はほぼ「前文人」あるいは王名の「文武」として現れる。下記に示す他の銘文例から見て、「文」の次の「乃」が「武」字であれば、「文武」となり文意がより明瞭となる。

【秦公鐘】（集成 262・263・春秋早期）

秦公其峻齡（令）才（在）立（位）、厯（膺）受大令（命）、費（眉）壽無疆（疆）、匍（敷）有四方【秦公其れ峻く齡く位に在り、大命を膺受し、眉壽無疆、四方を敷有す】

【乖伯歸峯簋】（集成 331・西周晚期）

朕不（丕）顯且（祖）玟珺、厯（膺）受大令（命）【朕が丕顯なる祖・玟珺、大命を膺受す】

【師克盥】（集成 4467・4468・西周晚期）

王若曰、師克、不（丕）顯文武、厯（膺）受大令（命）、匍（敷）有四方【王若くのごとく曰く、師克よ、丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す】

【四十二年逯鼎】（新收 745-1、745-2）および【四十三年逯鼎】（新收

747）、「逯盤」（新收 757-1・3・西周晚期）

不（丕）顯文武、厯（膺）受大令（命）、匍（敷）有四方、【丕顯

なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す、

「師克盥」(新收 1907-1-2・西周晚期)

不(丕)顯文武、匪(膺)受大命(命)、匍(敷)有四方、【丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す、】

寫眞・拓本ともに不鮮明で銘文の確認ができないが、今、「文武」と讀むことにする。従って語義不明の「明鬻」は、文王・武王を形容する語であろう。

「膺受大命」は、上例にもあるように金文に習見の語。「膺」「受」ともに受ける意。同義語の竝列である。なお①集成の釋字は、「膺」字を缺く。

「大命」は、上帝からの天子となれという命令、つまり周の王位。『尚書』太甲上に、「天監厥徳、用集大命、撫綏萬方」【天厥の徳を監て、用て大命を集し、萬方を撫綏せしむ】とある。さらに『逸周書』・克殷に、「武王再拜稽首、膺受大命、革殷、受天明命」【武王 再拜稽首し、大命を膺受し、殷を革めて、天の明命を受く】とある。

「敷有四方」も上例のように、金文に習見する。廣く四方の國々を保持し治めたこと。「撫有」とする解釋もあるが、「撫」字も廣く覆う意であるので同じことである。なお『尚書』金藤に、「有」を「佑」とする例、「乃命于帝庭、敷佑四方」【乃ち帝庭に命ぜられて、四方を敷佑す】とあり、「布其道以佑助四方」【其の道を布き以て四方を佑助す】と注する。これを俞樾『群經平議』卷五は、「溥有」「普有」と讀み、王國維『古史新證』王國維最後の講義は、「撫有」と讀んだ。これについては、張富海「金文“匍有”補說」(『中國文字研究』

二〇〇七年第二輯) 參照。

余小子肇嗣先王、配上下、乍(作) 𠄎(厥) 王大寶、

「余小子」は王の自稱。この「小子」も他の多くの銘文と同様に合文である。

「肇」はそこから始まる意。「配」は、「𠄎簋」の「配皇天」と同じく、合わせる意。上下は天と地上。つまり天意に合わせまた地上の人々と心を合致させたこと。

「𠄎(厥) 王」は先王を指す。「大寶」は大きな大切に扱い維持していくべきもの。先王を祭るためにこの鐘を作ったことをいう。「𠄎鐘」(集成 247・248・249・250 西周中期)に、「敢乍(作) 文人大寶(協) 𠄎鐘」【敢へて文人の大寶の協𠄎鐘を作る】とあり、「格伯簋(𠄎生簋)」(集成 4262・4263・4264・4265 西周中期)にも、「鑄保(寶) 殷(簋)」【寶簋を鑄る】とある。

ただし⑨李朝遠は、「王」を「大」の意とする。「王」を先王とするのは「増字解經之嫌」があり、「時王」を指すとすれば、王が自分で自分のための祭器を作ることはいないから、この「王」字は「大」の意であるとして、その用例を擧げて主張する。しかし上に述べたように、「𠄎(厥) 王」とあるから、先王とする解釋でよいと考える。

用喜侃(衍) 前二文三人^三、

「喜」字を⑦穆海亭・朱捷元は、「饎」に釋して「酒食」の意とする。しかし逆順の「侃喜」もあることからこの二字を動詞とみなし、「喜ばせ樂ませる」意とみるべきであろう。まず他の用例を見る。

「喜侃（衍）前文人」【前文人を喜侃（衍）せしむ】の用例は、「哭生殘鐘」（集成105西周晚期）、「師奭鐘」（集成141西周晚期）、「梁其鐘」（集成187-188・189-190・191-192西周晚期）、「迷鐘」（新收772・773・774西周晚期）、「師盨鐘」（新收657（西周晚期）にも見える。またこの二字が逆に並んだ「侃喜」が二例ある。「兮仲鐘」（集成67・68・69・70・71西周晚期）に、「用侃喜前文人」とあり、「井人妄鐘」（集成109-110・111-112西周晚期）に、「用追考（孝）、侃喜前文人」とある。ほかに「前文人」ではないが、「士父鐘」（集成149・148西周晚期）に「用喜侃皇考」とある。すべて鐘であり、時代は西周中期である。また中期であるが、「井叔采鐘」（集成356・357西周中期）に「用喜樂文神人」とあり、さらに「癉鐘」（集成246西周中期）に、「用邵（昭）各（格）喜侃樂前文人」【用て昭格「光明の至り・真心をこめて」して前文人を喜び侃し樂しましむ】とある。

ただし時代が下がった次の例は、酒食の意の「饎」に解釋できる。春秋中期の「王孫誥鐘」（新收48他）に、「用匱（宴）曰（以）喜（饎）曰（以）樂、楚王・者（諸）侯・嘉賓、及我父覲（兄）・者（諸）士、遄（桓）遄（桓）越（熙）越（熙）」【用て宴して饎を以てし樂を以てすれば、楚王・諸侯・嘉賓、及び我が父兄・諸士、桓桓熙熙たり】とある。この「樂」字も「樂ませる」ではなく、音楽の意であろう。また春秋晚期の「子璋鐘」（集成113他）に、「用匱（宴）曰（以）

喜（饎）、用樂（樂）父覲（兄）・者（諸）士」【用て宴して饎を以てし、用て父兄・諸士を樂しましむ】とある。

「侃」は、文献の「衍」に同じ。喜び樂ませること。『詩經』商頌・那に、「奏鼓簡簡、衍我烈祖」【鼓を奏すること簡々たり、我が烈祖を衍しましむ】とある。また『論語』先進に、「冉有・子貢、侃侃如也」とあり、皇侃の疏に、「侃侃、和樂貌也」という。この例もあるので、ことさらに「衍」字に置き換える必要はないと思えるが、通例に従っておく。

つまり編鐘を演奏して「前文人」を喜ばせるのである。なお⑨季朝遠は、上掲の「井人妄鐘」の銘文の「喜」字を見落としたのか書き落としており、「用追孝侃前文人」【用て前文人を追孝侃す】とし、「追孝侃」三字を動詞にとり、「享孝」に同じとする。「前文人」は文徳ある先人たちの意で、金文に習見の語であり、「猷猷」にも見える。

（前文人） 韡（庸・融）厚多福、

「韡」字を、①集成は「庸」に作る。恐らく、『説文』第十三篇下・土部の「城」字の次に、「韡、籀文城、從韡」とあり、續けて「壙、城垣也」とあり、「韡、古文壙」とあるのに據るのであろう。この「庸」字を、⑦穆海亭・朱捷元は、「常」と訓じ、「厚多福」をその目的語と見ている。⑨季朝遠は「韡」【實際の字形は左上部が「目」と「曰」がつながった形に隸定しているが、吳鎮烽の金文外字の字形で代用した】と隸定して、「韡に従う、雙虫に従う」と言い、「融」の假借とする。

その論據は以下の三点である。

まず、「臺」と「享」の二字は形が近く混じりやすく、「韃」は「惇」である。『莊子』外物に、「惇惇不得成」【惇惇たりて成るを得ず】とあり、陸徳明『釋文』に、「惇惇、讀曰惇融」とある。『釋文』は續けて、「言怖畏之氣、惇融兩溢、不安定也」【言ふところは怖畏の氣、惇ひと融らぎと兩つながら溢れ、安定せざる也】という。ただし讀音が異なることに疑問は残る。なお「惇惇」とは虫の行くさまであり、また落ち着かないさまをいう。

次に王國維（『觀堂集林』第三冊、頁八九四）の説を引く。「邾公鈇鐘」（集成〇〇春秋中期）に、「陸韃之孫邾公鈇」【『集成』は「融」に作る。また實際の字形は「五祀鈇鐘」の字と左右逆の「𨾏」である】とあるのに對して、王國維が、『聲類から求めれば、「𨾏」字であり、「陸𨾏」は「陸終」である。また卜辭に「𨾏」字【出典未詳。殷墟卜辭とのみ記述】があり、「𨾏」に従い「臺」の聲であるので、この器の「韃」字は「融」である』と言う。そこで「陸韃」は「陸終」であり、つまり「祝融」である。

三つ目として、さらに、「癉鐘」（集成246および251-256西周中期）に、「韃（融）妥（綏）厚多福」【厚多福を融綏す】とある例を擧げる。そして「厚多福」は「多福」をさらに強めた表現であり、「融」は「降」義の動詞であろうという。

今この説に従い、「融」「とおる・とおす」に解して「通」と同義、「流し込む」意に取り、「多大の福をもたらした」と解釋する。なお「厚」は重なる意なので、「厚き多福」と訓じればよい。

用齏（申）鬮（劬）先王受皇天大魯命（命）、

「齏（申）鬮（劬）」は「𨾏簋」に既出。「齏（申）鬮（劬）皇上（帝）大魯命（命）」【申ねて皇上帝の大魯命に劬む】とある。重ねて務めること。ここでは、先王に付き随い努力したことをいう。「皇天大魯命」は、天からの大いなる命。つまり周の王位に即くこと。「魯」は「嘉美」の意であり、『史記』周本紀の「魯天子之命」を、魯世家には「嘉天子之命」に作ることに由る。上古音では、「魯」は來紐魚部、「嘉」は見紐歌部であるが通假しうる。「魯」字については下文の「屯魯（純嘏）」で再度論じる。

文人陟降、二余黃（廣）壹（導）、受（授）余屯（純）魯（嘏）、

「文人」は祖先を指す。「前文人」に同じ。四字句にするために「前」を省いたのであろう。「陟降」は、天地の間を行き來すること。「𨾏簋」に既出。「降」字の右下の重文記號が、⑦穆海亭・朱捷元および⑨李朝遠をはじめ他の著録・釋文にないが、⑩陳英傑により補う。文脈からも「降」字がある方がよい。

「黃（廣）壹（導）」は、廣範圍の指導。「壹」字形については、①集成は「丞」に作り、⑩陳英傑は、隸定せずに、なんと「𨾏簋」の拓本を貼り付けている。⑨李朝遠に、「上米下豆」とあるので、「壹」と隸定する。ただし拓本の寫眞を見ると字の下部に「井」があるように

も見える。「跋簋」には「害(憲) 導(導)」とあり、字形が少し異なり下部が「高」の倒立した形であるが、同字と見なしてよいであろう。この考證は本書の「跋簋」を参照。

「屯魯」は、金文に習見し、文献の「純嘏」に比定される。「魯」の上古音は來紐魚部、「嘏」は見紐魚部である。『詩經』小雅・賓之初筵に、「錫爾純嘏、子孫其湛」【爾に純嘏を錫へば、子孫其れ湛しまん】とあり、朱熹は、「嘏、福。湛、樂也」と注する。また『詩經』周頌・載見に、「烈文辟公、綏以多福、俾緝熙于純嘏」【烈文なる辟公、綏んずるに多福を以てし、純嘏に緝熙なら俾む】とある。朱熹は「使我得繼而明之以至於純嘏也」【我をして繼ぐを得て之を明らかにし以て純嘏に至ら使むる也】と注する。後例では「多福」と「純嘏」とが上下に使われ、「福」と「嘏」の語義に違いがある。

「福」とは「禍」の對であり、全てのものが備わり順調であること、特に富貴・長壽などをいう。『尚書』洪範に、「五福、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德【徳を好む攸】、五曰考終命【考いて命を終ふ】」とある。また『韓非子』解老に、「全壽富貴之謂福」【全壽・富貴を之れ福と謂ふ】とある。さらに『禮記』祭統に、「賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、備者百順之名也、無所不順者、之謂備」【賢者の祭る也、必ず其の福を受く、世の所謂福に非ざる也、福なる者は備也、備なる者は百順の名也、不順なる所の者無きを、之れ備と謂ふ】とあり、鄭玄は、「世所謂福者、謂受鬼神之祐助也、賢者之所謂福者、謂受大順之顯名也」【世の所謂福なる者は、鬼神の祐

助を受くるを謂ふ也、賢者の所謂福なる者は、大順を受くるの顯名たるを謂ふ也】と注する。以上、『字源』(天津古籍出版社、二〇一二年)上・頁五「福」を参照。

では「魯・嘏」は何を意味するのであるうか。『禮記』禮運に、「脩其祝嘏、以降上神與其先祖」【其の祝嘏を脩し、以て上神と其の先祖とを降す】とあり、鄭玄は、「祝、祝爲主人饗神辭也。嘏、祝爲尸致福於主人之辭也」【祝、祝の主人の爲に神に饗するの辭也。嘏、祝の爲に福を主人に致すの辭也】と注する。また同じ「禮運」に、「祝以孝告、嘏以慈告」【祝は孝を以て告げ、嘏は慈を以て告ぐ】とあり、鄭玄が、「各首其義也」【各おの其の義を首とする也】と注し、孔穎達の疏は、「首猶本也、孝子告神以孝爲首、神告孝子以慈爲首、各本祝嘏之義也」【首は猶ほ本のごとき也、孝子は神に告ぐるに孝を以て首と爲し、神は孝子に告ぐるに慈を以て首と爲す、各おの祝嘏の義に本づく也】という。つまり「嘏」とは、祝すなわち神官を介して告げられる祖先からの慈悲深い授福の言葉のことである。逆に祖先神をことほぎ神祐を希求する言辭を「祝」という。

上文の「大魯命」の「魯」も同義の形容詞であり、『史記』周本紀「魯天子之命」の「魯」字と、魯世家「嘉天子之命」の「嘉」字は動詞である。「よみす」と訓じて、天が善き言葉を下げ渡すことであり、またありがたくそれを受け取ることを意味する。なお「嘏」字は名詞としてのみ使ったようである。

「屯」について⑨李朝遠は、わざわざ「純」と釋する必要はないとして、「屯」の訓釋を「盈、充滿」と示し、以下の例を擧げる。『廣雅』

釋詁一に、「屯、滿也」とある。『易經』序卦に、「盈天地之間者惟萬物、故受之以屯。屯者、盈也」【天地の間を盈たす者は惟れ萬物なり、故に之を受くるに屯を以てす。屯と者、盈つる也】とある。『國語』晉語四に、「文物具、厚之至也、故曰屯」【文物具はり、厚の至り也、故に屯と曰ふ】とあり、韋昭は、「屯、厚也」と注する。

その他「屯」「純」の例を、王輝『古文字通假字典』（中華書局二〇〇八年、頁六七一―六七二）から拾って見ていく。甲骨文に「干支婦某示若干屯」の例が多数あり、王貴民は「示」は「眚」、「屯」は「純」であり「全」と訓じるとして、「貢がれてきた若干の牛骨を點檢する」【某人檢視貢來之若干屯牛骨】意とする。『儀禮』士昏禮に、「腊一朮」とあり、鄭玄が「朮、或作純、純全也」と注していることから、「純」に「二を合わす」の意、また「包」の意があるという。『詩經』召南・野有死麕に、「野有死鹿、白茅純束」【野に死鹿有り、白茅純束す】とあり、毛傳に、「屯束、猶包之也」という。さらに『儀禮』鄉射禮の「二筭爲純」に鄭玄が「純、猶全也。耦（偶）陰陽」と注するのを引いて、

これらは皆卜骨の組み合わせたのと一致し、郭沫若が卜骨は二骨が一包であると言っている。曾毅公は、『く屯と言ふ一屯は、たぶん卜骨の左右二骨を一揃いと記しているのであろう』と言う。

どちらも正しい。【凡此均與卜骨之存放組合情形相符、郭沫若云卜骨以兩骨爲一包。曾毅公云『刻辭言若干屯、一屯蓋記卜骨之左右二骨爲一副也』。皆是】【出典の論文・書名は明示なし】

と記す。その他、「滿」「皆」や、「純粹」と訓じる出土資料などの例

を列記する。「皆」と訓じる例として、『周禮』考工記・玉人に、「棗栗十有二列、諸侯純九、大夫純五、夫人以勞諸侯」とあり、鄭玄は、「純、猶皆也」と注するのを引く。

以上の例から「屯」「純」に通底する語義が浮かび上がってくる。もともとは「一揃い」の意であり、一對または複数のものが全て揃って、缺けていないこと、轉じて容器がある場合は満たされていること、たくさん・多数の意となる。さらに、分配する場合は皆が同様であり、また異質なものは混ざっていない状態をいうようになり、「純粹」の意となる。この銘文の「屯」は多数の意であり、「屯魯」「純嘏」とは、祖先より下される慈愛に満ちた多くのうるわしいお言葉、またその内容のことである。またそれを受け取ることをいう。

なお「屯」字の金文での用例は多い。徐中舒『金文嘏辭釋例』（『歷史語言研究所集刊』第六冊、頁二九〇―三二一・一九三六年）には、「屯魯」の他に、「得屯」「屯德」「永屯」「屯段」「屯右」等の例を擧げるので参照されたい。そこに、「古語多複、屯魯即厚福多福全福之意」と記す（頁三一・行一四）。語義の異同についての考究はない。

用益（剔）不廷方、

「用」字を⑨李朝遠は、寫眞を仔細に調べたが見えないとして省く。ただし青銅器を實見して確かめてはいない。⑦穆海亭・朱捷元その他の著録は全て「用」字を記す。圖版が不鮮明なため確認はできない。なお銘文の總字數を②李朝遠は、「九十一字、その内重文三、合文一」

というが、「降」字の重文符號を見落としている。

「不廷方」は文献の「不庭方」のことであり、王庭に來朝しない、まつろわぬ方國をいう。一説に「庭」は「直」とし、非道の國を指すとする。

「𨾏」字を⑦穆海亭・朱捷元は「𨾏」と釋するが、拓本をどう見てもそのようには見えない。⑨李朝遠は、字形が、「益」に従い、下部に足が付いた「𨾏」に従う字であることから、「𨾏」と隸定した。さらに『説文』鼠部の「𨾏」の或體とし、字義は未詳であるが、「益」聲であり、「正す」あるいは「安撫する」の意であろうという。

これに基づき⑩李家浩はまず、「不廷方」やその類義語を目的語とする例文を、文献と金文から引く。『詩經』大雅・韓奕の「𨾏不庭方」【不庭の方を𨾏す】と、「毛公鼎」(集成2871西周晚期)の「逵(率)𨾏(懷)不廷方」【率めて不廷の方を懷けしむ】などは、「正・安撫」の意であり、『左傳』隱公一〇年と襄公一五年の「討不庭」と、「𨾏戈」(新收266春秋晚期)の「𨾏用變不廷」【𨾏用て不廷を變ふ】などは「討伐・征伐」の例である。なお「𨾏」は「𨾏」と音通により同義という。さらに『詩經』魯頌・泂水の「狄彼東南」【彼の東南を狄く】の「狄」字を「𨾏」「𨾏」に作る例があり、また『詩經』大雅・抑の「用𨾏蠻方」【用て蠻方を𨾏けよ】などの例から、「狄」「𨾏」「𨾏」などの字は「剔」に作るべきとする。そうして「益」と「易」が音通することから、本銘文の「𨾏」は、「𨾏」「𨾏」に讀むべきであり、「取り除く」【剪除】意であると結論づける。今この説に従い、「剔」に釋す。

𨾏(胡) 其萬禾(年)、永𨾏(峻) 尹三(四)方、保大令(命)、

「尹」は正すと訓じるが、「君」に通じて司る・治める意である。「大克鼎」(集成2836西周晚期)にも、「𨾏(峻) 尹四方」の語がある。「𨾏(峻)」は「𨾏𨾏」に既出し、「𨾏(峻) 才(在) 立(位)」とある。「俊」【峻】に通じて、突出する・他に抜きんでる意から長大の意が生じた。「永」と同じく、長いの意。「永」字はもともと「泳」の本字であり、轉じて水が流れていくこと、さらに時間の永久の意となった。『爾雅』釋詁に、「永・兼・引・延・融・駿・長也」とある。「大命」は、上文に既出。天子となる命令、つまり周の王位を指す。この句からも「𨾏」が周王の名であることが知れる。

乍(作) 𨾏(對) 才(在) 下、卸(御) 大福、其各(格)、

「作寔在下」は「𨾏𨾏」に既出。「寔」は「對」、天意に合わせること。「在下」は地上をいう。

「卸(御)」は、「𨾏」に同じ。迎える意。『詩經』召南・鵲巢に、「之子于歸、百兩御之」【之の子子に歸ぐ、百兩もて之を御ふ】とあり、鄭玄は「御、迎也」と注し、陸德明は「御、五嫁反、一本作迎」という。なお金文の用例に車馬を御する意の用例はなく、その意味では「馭」字が使われ混交していない。

佳（唯）王五祀、

厲王の即位五年目。夏商周斷代工程（夏商周年代プロジェクト）は、『史記』に従っており、それによると紀元前八七三年となる。厲王の在位は、紀元前八七七年から八四一年までの三七年間とする。その後が共和である。

なお「猷簋」の所で論じたように、昭王の器とすればその在位は紀元前九九五年から九七七年までなので、「五祀」はその五年目の紀元前九九一年となる。

【訓讀】

……明鬻なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す、余小子肇めて先王を嗣ぎ、上下に配せり、厥の王の大寶を作り、用て前文人を喜び、しましめん、前文人 厚き多福を融せば、用て申ねて先王の受けし、皇天の大魯命に劬めん、文人 陟降し、余に廣導を降し、余に純魯を授くれば、用て不廷の方を剔かん、猷は其れ萬年、永く峻く四方を尹し、大命を保ち、對を在下に作して、大福を御へん、其れ格れ、唯れ王の五祀なり、

【現代語譯】

……明德ある文王・武王は、大命を受け、廣く四方を治めた。私はそれより先王を嗣ぎ、天意に合わせ地上の人々と心を合わせた。かの先王のための大きな寶器を作り、それにより祖先たちを喜ばせよう。

先人が多大の福を下されば、そこで先王が受けた、皇天の大きな嘉き命に繰り返し勵もう。先人たちが天地を往來し、私に廣き導きを與え、私に多くのお言葉を下されたなら、それにより従わぬ國々を取り除こう。わたくし猷（胡）は萬年も末永くいつまでも四方を治め、大命を保ち、地上で天意に合わせて、大いなる福を迎えよう、それ至れ。これは王の五年目のこと。

（大阪工業大學教授）

